

**第二次**  
**守谷市子ども読書活動推進計画**  
**(案)**  
**(平成24年度から平成28年度)**

**守谷市教育委員会**

**平成25年 月**

## 守 谷 市 民 憲 章

わたしたちは、利根・鬼怒・小貝の清流と豊かな緑にまつまれた歴史と伝統に輝く守谷の市民です。

この郷土を愛し、健康で明るく住みよい文化都市を旨ざして、ここに市民憲章を定めます。

1. 水と緑に親しみ、自然を愛し、美しいまちをつくります。
1. 豊かな心を育て、体をきたえ、健康なまちをつくります。
1. 教育文化をたかめ、個性をのばし、うるおいのあるまちをつくります。
1. 明るい家庭をきずき、きまりを守り、平和なまちをつくります。
1. 互いに助け合い、責任を果たし、生きがいのあるまちをつくります。

# 目 次

## はじめに

<b>第1章 第一次計画の成果と課題</b> . . . . .	1
1 第一次計画の取組 . . . . .	1
2 第一次計画の成果と課題 . . . . .	1
3 総括 . . . . .	7
<b>第2章 第二次計画の基本方針等</b> . . . . .	8
1 基本方針 . . . . .	8
2 計画の対象 . . . . .	9
3 計画の期間 . . . . .	9
<b>第3章 子どもの読書活動の推進のための方策</b> . . . . .	10
1 学校図書館のサービス強化 . . . . .	10
2 家庭，地域，学校における読書機会の提供・読書環境の整備	11
3 子どもの読書活動を高めるための普及活動 . . . . .	13
<b>第4章 方策の効果的な推進に必要な事項</b> . . . . .	14
1 推進体制 . . . . .	14
2 子ども読書活動推進計画における行動目標 . . . . .	14
<b>資料編</b> . . . . .	17
1 第二次守谷市子ども読書活動推進計画策定委員会設置 に関する要領 . . . . .	18
2 第二次守谷市子ども読書活動推進計画策定委員会委員 . . . . .	20
3 子どもの読書活動の推進に関する法律 . . . . .	21
4 子どもの読書活動の推進に関する法律に対する衆議院 文部科学委員会における附帯決議 . . . . .	24
5 用語解説 . . . . .	25

## はじめに

今日、私たちを取り巻く生活環境は、テレビ、DVD、ゲーム、インターネット、携帯電話などの様々な情報メディアの発達・普及によって、めまぐるしく変化してきています。また、同じ活字を読むといっても電子書籍や携帯小説など従来の紙媒体でなく電子媒体も普及しつつあり、ハード的部分も変化してきています。このような急速なライフスタイルの変化が子どもの心身の発達にいろいろな影響を与え、特に読書離れが問題視されてきましたが、この10年、国県・市町村の読書向上に対する取組により、平均読書冊数が飛躍的に向上してきています。子どもの読書活動は、単に知識を得るだけでなく、創造力、表現力、感受性などを高めるとともに、人生をより豊かに生きるための力を身につける上できわめて重要です。

平成23年6月の学校読書調査※1によると、1か月間に本を読んだ冊数の平均は、小学生が9.9冊、中学生が3.7冊となっています。また、1か月に1冊も読まなかった子どもの割合は、小学生6%、中学生16%となっています。

国は、読書の価値を認識し、子どもの読書活動を支援する目的で平成12年を「子ども読書年」と決めました。平成13年には「子どもの読書活動の推進に関する法律※2」を制定し、平成14年に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画※3」を策定しました。この計画（第一次）の成果・課題を踏まえ、平成20年3月「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第二次）を策定し、おおむね5年間にわたる施策の基本的方針を明らかにしました。これらの取組によって子どもの読書活動への機運も一層高まってきましたが、学習との関係では、平成20年度に実施された全国学力・学習状況調査の結果から、児童・生徒自身の読書への志向や読書にかかる時間と、国語の正答率に相関関係があると指摘しています。また、改訂された新学習指導要領においても、各教科等における言語活動の充実が必要であるとしています。

茨城県では、平成15年8月に開催された「いばらき子ども読書議会※4」における子どもからの読書活動に関する提案を踏まえつつ、平成16年3月に「いばらき子ども読書活動推進計画※5」を策定しました。その後、国の計

画が平成20年に改定されたことを受け、平成22年には「いばらき子ども読書活動推進計画（第二次推進計画）」を策定しています。

守谷市では、平成19年3月に「守谷市子ども読書活動推進計画」を策定しました。この計画の大きな取組の1つである学校図書館のデータベース化に当たり、読まれていない本や時代に適応していない本等を処分し、一時的に蔵書が減少しましたが、新しい本の購入、寄贈本の受入れ、また、学校図書館の資料費の確保、人的配置など、様々な学校図書館の整備に取り組んできました。

このような取組を踏まえ、子どもがあらゆる機会とあらゆる場所で、自主的な読書活動を行うことができることを目指して、「第二次守谷市子ども読書活動推進計画」を策定するものです。

#### これまでの流れ

国	平成12年	「子ども読書年」採択
国	平成13年12月	「子どもの読書活動の推進に関する法律」制定
国	平成14年8月	「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」策定
県	平成16年3月	「いばらき子ども読書活動推進計画」策定
国	平成17年7月	「文字・活字文化振興法」制定
国	平成18年12月	「教育基本法」改正
市	平成19年3月	「守谷市子ども読書活動推進計画」策定
国	平成19年6月	「学校教育法」等教育三法改正
国	平成20年3月	「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第二次）策定
国	平成20年6月	「図書館法」改正
県	平成22年1月	「いばらき子ども読書活動推進計画（第二次推進計画）」策定
国	平成22年	「国民読書年」制定